

V 繰越明許費の設定

工事に伴う影響を地域へ丁寧に説明し、調整する必要があるため、事業完了年度を令和元年度から令和2年度へ延伸する河川・海岸津波対策事業など、年度内に終了しない見込みとなった事業について、適正な工期を確保するため、繰越明許費を設定します。

○ 一般会計	6事業	4,081,740千円	
・総務部	地域振興事務所庁舎整備事業ほか1事業		337,530千円
・環境生活部	県立文化会館整備事業		39,210千円
・県土整備部	海岸基盤整備事業（津波対策）ほか2事業		3,705,000千円